

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の
一部を改正する省令について
(平成22年3月29日公布：環境省令第4号)

平成22年3月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

- (1) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号。以下「改正法」という。）において、
- ①公園事業の執行に関する規定の整備（改善命令、原状回復命令等）
 - ②特別地域内等における行為規制の拡充（木竹の損傷、動植物の放出等）
 - ③海域公園地区制度の創設（動力船の使用規制等規制対象の拡充等）
 - ④利用調整地区制度の見直し（海域における利用調整地区制度の導入等）
 - ⑤生態系維持回復事業制度の創設
- 等が行われた。
- (2) 当該改正に伴い、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）及び自然環境保全法施行規則（昭和48年総理府令第62号）について、
- ①公園事業の執行の認可の申請書等に関する規定
 - ②特別地域等において許可を要する行為として新たに追加された行為の許可基準及び許可等を要しない行為に関する規定
 - ③海域公園地区等において許可を要する行為として新たに追加された行為の許可基準及び許可等を要しない行為に関する規定
 - ④利用調整地区制度の見直しに伴う立入認定を要しない行為及び立入認定の基準に関する規定
 - ⑤生態系維持回復事業の事業内容並びに確認及び認定の基準等に関する規定
- 等の整備を行う必要がある。

2. 改正の内容

- (1) 自然公園法施行規則の一部改正
- ①公園事業の執行に関する規定の追加（第1条から第9条まで関係）
公園施設に関する公園事業の執行についての申請書等に記載する事項及び申請書等に添付すべき書類等について規定する。
 - ②特別地域内等の許可行為を要する行為に関する規定の整備（第11条及び第12条関係）
改正法により、特別地域等において新たに追加された規制行為に係る許可基準等を規定する。
 - ア 改正法による改正後の自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「新公園法」という。）第20条3項第3号に掲げる木竹の損傷に係る基準
 - a) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - b) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - イ 新公園法第20条第3項第12号に掲げる植物の植栽等に係る基準は次のいずれかとする。

- a) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - b) 災害復旧のために行われるものであること。
- ウ) 新公園法第20条第3項第14号に掲げる動物の放出に係る基準として、「学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであることによるほか、法第20条第3項第14号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこと」を追加する。

③海城公園地区の許可を要する行為に関する規定の整備（第13条の3関係）

改正法により、海城公園地区において新たに許可を要する行為として追加された「動力船の使用」に係る許可基準等を規定する。

新公園法第22条第3項第7号に掲げる動力船の使用に係る基準として、「学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであることによるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこと。」を追加する。

④海域における利用調整地区への立入りに関する規定の整備等（第13条の5から第13条の10まで関係）

改正法により、海域において利用調整地区を指定できること及び利用調整地区についての代表者認定制度が創設されたことに伴い、利用調整地区への立入認定の基準及び申請事項等について規定する。

⑤生態系維持回復事業に関する規定の整備（第15条の4から第15条の9まで関係）

改正法により、生態系を損なうおそれのある動植物の捕獲やモニタリングを、予防的かつ一体的に実施するための生態系維持回復事業制度が創設されたことに伴い、生態系維持回復事業の確認及び認定の方法等について規定する。

⑥権限の委任に関する規定の整備及び見直し（第20条関係）

特別地域等に関する許可申請等に係る事務処理の迅速化を図るため、地方環境事務所長への権限の委任事項を見直す。

(2) 自然環境保全法施行規則の一部改正

①特別地区内等の要許可行為に関する規定の整備（第17条から第19条まで関係）

改正法により、特別地区等において新たに追加された規制行為に係る許可基準等を規定する。

ア) 改正法による改正後の自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「新保全法」という。）第25条4項第3号に掲げる木竹の損傷に係る基準として、「当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。」を追加する。

イ) 新保全法第25条第4項第4号に掲げる植物の植栽等に係る基準として、「当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。」を追加する。

ウ) 新保全法第25条第4項第5号に掲げる動物の放出に係る基準として、「当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。」を追加する。

②海域特別地区の要許可行為に関する規定の整備（第23条から第25条まで関係）
改正法により、海域特別地区において新たに追加された動力船の使用に係る許可基準等を規定する。

新保全法第27条第3項第7号に掲げる動力船の使用に係る基準として、「当該動力船の使用の方法及び規模が、使用の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。」を追加する。

③生態系維持回復事業制度の創設関連（第30条の2から第30条の6まで関係）
生態系維持回復事業の確認及び認定の方法等について規定する。

3. 今後の予定

公布日 平成22年3月29日

施行日 平成22年4月1日